

2014 koken No.11
Spring

(一社)高知県建設業協会「高建(こうけん)」
平成 26 年 4 月 発行 No.11 春号
年 4 回 発行 (1 月 4 月 7 月 10 月)



協 会 通 信

高 建

春

- ・高知県土木部 建設管理課
今西正和課長に聞く！

連 載

- ・高知県の土木史
「幕藩体制下の土木事業（近世）①」
- ・土木人物伝⑪
「国沢能長」
初の“国産トンネル”を掘る

高 知 県 提供情報

- ・南海地震に備えちよき
- ・観光案内

建設業協会は皆さまの暮らしを応援しています “私たちの活動紹介”

- 防犯パトロール・交通安全指導を実施しています
- 各行政機関と災害時協定を締結し共に活動できる体制を構築しています
- 災害時に備えた「災害情報共有ネットワークシステム」を構築しています
- 「清潔で美しい高知県をつくるパートナーズ協定」を高知県と締結し環境美化を推進しています
- 建設業を志す若者の育成支援をしています

「みんなの力で東北地方を復興しよう！」
One For All! 遠く離れても心はひとつ！
「私たちも東北地方を応援しています」
高知県建設業協会



CONTENTS

	高知県土木部 建設管理課 今西正和課長に聞く！	3
連 載	高知県の土木史	6
	第4章 幕藩体制下の土木事業（近世）①	
	土木人物伝⑪	10
	国沢能長 1848～1908 ～初の“国産トンネル”を掘る	
寄 稿	コンクリート構造物の補修技術の現状	12
	高知県建設業協会 技術アドバイザー 宮田 隆弘	
	協会インフォメーション	14
	◆本部だより◆	
	お知らせ	17
	建設業に働く若者からのメッセージ	32
	第11話 トンとミリメートル	
	生活習慣を見直しましょう⑨	35
	統計資料	37
	おめでたいニュース・クロスワードパズル	43
高 提 供 知 情 県 報	南海地震に備えちょき	44
	観光案内	46



高知県土木部 建設管理課

今西正和課長に 聞く！

今年2月に「高知県建設業活性化プラン」が発表されました。今号では、その内容についてお話を伺いました。

高知県 建設管理課 今西正和課長 プロフィール

昭和34年4月16日生 55歳

高知県出身。昭和57年、神奈川大学を卒業し高知県庁へ入庁。その後、昭和59年から4年間北海道事務所、平成7年から4年間東京事務所へ移り経験を積む。そして、平成11年高知県に戻り、平成25年4月から現在の土木部 建設管理課長となる。趣味は、スキー。北海道や東京都時代によく出かけていたとのこと。また、最近はなかなか行けないそうだが、山登りも趣味の1つ。寒風山や身近な山に出かけ紅葉を見るなど、のんびりと山を歩くだけで、良いストレス解消法になるとのこと。

「まずは、「高知県建設業活性化プラン」とはどのようなものなのか。このプランは3つの柱で出ている。第1の柱は入札不調・不落への対策。これには、建設業者の方の根本的な課題に対応することが必要と思っている。公共事業が平成10年と比べて平成24年まで3分の1ほどに減り、建設業者としての体力が小さくなってしまった。そのため、平成25年度は公共事業が増加したが、建設業者がそれを受けきれなかった。こういった根本的なことが、入札の不調・不落の原因となっ

ている。この課題への取り組みとして、まず1つ目に、実勢価格が十分に予定価格に反映されていないのではないかと、といった実勢価格と積算価格の乖離の問題を解消するため、建築資材の価格動向を継続的に把握し、工事価格に迅速に反映させていきたい。2つ目は、新たな積算方式。施工パッケージ型の積算方式を国が導入しているので、今後そちらへシフトしなければならぬと思う。この積算方式に基づく施工単価の収集や分析を行うことで、実勢価格の速やかな把握が可能になると考えている。3つ目として、現場に応じた適切な設計・積算の実施等がある。発注者として標準工法で現場の設計・積算をしていくときに、現場条件に合っていない積算になっているという指摘を受けている。このことは、大きな課題意識として持つておかなければならぬ。具体的には、若手技術職員の現場を読み解く技術の指導強化や設計図書組織としてのチェック体制の強化、受発注者間の工事内容の共有促進及び設計変更手続きの透明化、あるいは設計変更案等の情報共有がある。また、不調・不落の原因として、人材不足もある。昨年行った、高知県土木部と建設業協会各支部との意見交

換会で、建設業者の方から言われた端境期の問題が一番大きい。それがあから、どうしても建設業者の方も従業員の常用雇用が出来ない。工事の平準化は会計年度の問題があることから完全に無くすことは無理だが、できるだけ翌賃制度などを活用して、工期を画一的に3月末とせず、資材や人員の調達に必要な期間を加えるなど適切な工期で、そして、4月以降も工事があるような形にしていければ、と思っている。様々な課題に真正面から取り組みを進めていきたい。

第2の柱は、技術力や経営力の向上への積極的なサポートで、支援策として主に4つ。1つ目は、県土木部に常設の支援窓口を設置。これは建設業者個々の課題を受け付け、解決への支援を行う。2つ目は、アドバイザー制度の創設。県内建設業者の新技術開発や経営改善などの課題に対し、専門家による指導及び助言等を行う。3つ目は、技術研修の充実・拡大。4つ目に、建設業の魅力発信への支援。一昨年の談合事案を契機として、県内建設業は、県民からの信頼が低下しているが、信頼回復に向けて情報を発信してもらいたい。例えば、建設業の南海トラフ地震など地域防災で担っている役割は、県民の

方々に知ってもらわないといけない。また、建設業は地図に残る「やりがい」を感じる仕事といった点も発信していきたい。補助金等で支援していきたいので、建設業協会でも積極的に建設業のPRをしてほしい。さらに、技術開発を行う建設業者への支援施策としては、検討段階、技術の開発段階、そして実用段階のそれぞれに応じたアドバイザーの支援、あるいは、実用段階まで行っていれば県の事業の中で使ってみるといった実績作り、その技術を売込む支援など各段階に応じたことをやっていきたいと考えている。そうした取組みにより、新技術開発の促進や、施工力、経営力など企業全体のベースを引き上げていきたい。

第3の柱は、コンプライアンスの確立。これには、建設業協会も重大なことに受け止めていただいている。もう一度と、一昨年のような事案は起こしてはいけない。そのため建設業界だけでなく、発注者側も対象として、研修などを繰り返し進めていく。

1つ目の柱である「入札不調・不落への対応」。この中で工事の平準化を県内市町村への働きかけとあるが、どういった形で進められますか。まず、契約に関して県と各市町村が協議をする場（公契

連）で、工事の平準化や入札結果の透明化、歩切りの禁止などを働きかけて行きたい。その他、各市町村との協議する場でいろいろな形で働きかけをしていきたいと思っています。

発注平準化は業界の願いですが、各市町村へ働きかける際、県に準ずる所と準じない所の違いがあると思いますが、その部分はどのように考えられていますか。

各市町村、入札契約の原理原則は一緒だと思う。例えば、公平な入札をしなければならぬし、請負契約は各市町村独立したものではなく、基準は一緒なので、県として各市町村と情報共有していくチャンスはあると思っている。その場で、少しでもいい方向にしなければならぬと思っている。

何故、このプロジェクトを立ち上げたのでしょうか。

25年度の秋ぐらいから極端に入札不調・不落が出てきて、状況が大きく変わってきた。建設業が縮小傾向にあった中で、昨年、事業量が増えて人手不足など不調・不落になっている。これは、建設業の根本的な問題があることからそのような事態になっている。だから、活性化に向けた取組みをしないといけないと動き

出した。それと、南海トラフ地震対策といった地域防災力という観点でも建設業者がこれ以上、力が弱くなつて、いざ何かがあった時に、対応が出来ないのではないか。その為には、地域をよく知る建設業者が、地域でしつかりと核となつていただくことが地域防災力の点で大事ではないかということから、このプロジェクトが立ち上がった。

この活性化プランでは、何を期待されていますか。

発注者自身も業界を活性化させるため様々な課題に取組まなければならぬが、建設業者の意識改革も大切だと考えている。例えば、農業生産者、あるいは農業食品加工業者が県の産業振興計画により刺激を受けて、新しい取組みをしていこうという機運が出てきている。また、それは製造業、林業にも広がっている。そうした機運を建設業者の方々にも広げていきたいと考えている。従来どおりの手法だけでなく、新しい技術研修などに積極的に参加していただき、効率的な技術で利益を上げていくことにも取組んでいただきたい。

問題点・課題点がありますか。

プラン自体が出来てからスタートを切ったばかり。一番

の課題点としては、このプランを知っていただくこと。これを知ってもらわないと県だけでの話になってしまう。新しい支援の取組みをまず知ってもらうことが大切。また、活性化プランも現状で100点ではない。足りていない支援策などもつとあると思う。いろんな意見交換の場を設けて活性化プランをバージョンアップしていかなければならないと思っている。

活性化プランにあたり、建設業協会への期待はありますか。

協会への期待は大きいものがある。1つとして、協会自体のまとまりがあるということ。例えば、災害が起こったときなど協会自身で対応していただく部分もある。協会自体を活性化することは地域防災力を確保していくうえでも大切なことだと思っている。

もう1つは、県が活性化プランをスタートさせたわけだが、建設業協会も県と一緒に建設業者の方の活性化に向けて足並みを揃えていただきたいと思っている。なかなか県だけでは対応しきれない部分もあるし、県だけで独善的に行つたとしても全然意味のないところもある。やはり、その時には建設業協会からのアドバイスや意見といったものにも期待している。

活性化プランについて特にお伝えしたいことがあればお願いします。

やはり、建設業者にプランを知っていただくこと。それぞれの建設業者の技術面や経営面、いろいろな相談への対応の準備をしているので、まずは、建設業者の方が専用電話や、直接窓口で相談してもらいたい。こちらも初めてのことなので、専門家に取次ぎ、ともに勉強していくことが出来る。まずは知っていただくことと、そして、支援窓口に連絡して頂きたいということ。

最後に建設業者の方々へのお言葉をお願いします。

受注産業なので、今後の発注事業量に注目をしてしまうこともやむを得ないと思う。ただ、そういう産業構造ではあるが、やはり、単に受注だけでなく、建設業者自身の企業力の強化へ一層目を向けてもらいたい。建設業者それぞれが技術力や経営力を高めていくことで人も安定的に雇っているではないかと思う。

建設業の活性化に向けての熱い思いが伝わってきました。お忙しい中、ありがとうございました。

活性化に向けた取組

1. 入札不調・不落への対応

【現場実態の積算への迅速な反映】

- ・実勢価格の迅速な反映による乖離の解消、新たな積算方式の導入
- ・現場に応じた適切な設計・積算の実施等

【十分な工期の確保】

- ・労働者の確保や資材・機械の調達に要する工事準備のための期間を確保

【工事の平準化】

- ・翌債・繰越制度の活用による工事の平準化や県内市町村への働きかけを実施

【技術者等の人材不足への対応】

- ・現場代理人の常駐緩和の制度化、主任技術者の兼任要件の緩和
- ・技術者等の不足状況などを踏まえた発注ロットの大型化

2. 県内建設業の活性化への支援

①新技術開発の支援 ～県外にも打って出られるオンリーワンな企業になるために～

【県土木部支援窓口の創設による支援】

- ・支援窓口を創設し、建設業者の技術開発段階に応じた個別支援を実施
検討段階：技術開発に取り組む企業の誘発を目指した研修等
開発段階：大学・研究機関との連携、実証段階のフィールド提供等
実用段階：技術登録の促進、実績づくりとブラッシュアップ、技術展示会等への出展促進等
- ・防災関連産業育成事業との連携や各種事業を活用した支援のハンドリング

【建設業支援アドバイザー制度の創設による支援】

- ・建設業者の技術開発段階に応じた様々な課題に対し、支援窓口を通じて、専門家の派遣による指導・助言等きめ細かな個別支援を実施

【防災対応に係る新技術研修の実施】

- ・防災対応に係る新技術の開発促進や普及に向けた研修の実施

【経営支援策の効果的な活用促進】

- ・新技術開発における経営革新等の経営支援策の効果的な活用を促進

②県内建設業者の施工力向上の支援 ～底力のある企業になるために～

【県土木部支援窓口や建設業支援アドバイザー制度による支援】【再掲】

- ・建設業者に応じた経営改善等の促進、様々な課題に対する専門家による個別支援の実施

【建設業者向け技術研修の充実・拡大】

- ・インフラ点検の技術力向上等の研修を実施
- ・工程管理等のマネジメント技術研修や建設生産システムの効率化に向けた情報化技術の活用促進

【建設業の魅力発信の支援等】

- ・建設業の重要性や魅力の発信に対する支援事業を創設し、建設業団体の取組を促進
- ・建設業者のキャッシュフロー改善対策として、維持委託業務における出来高部分払いを検討

【建設業者の経営・雇用改善の促進】

- ・経営革新や合併・協業化、新分野進出等の経営強化策による支援を関係機関が連携して実施
- ・社会保険未加入業者への継続的な指導、雇用改善に取り組む建設業者の評価項目等の見直し
- ・安定的な雇用促進にも資する工事発注平準化、発注見通しの拡大、事業量見込公表の検討

【地域防災力向上に資する入札契約】

- ・地域防災力維持確保対策検討委員会の報告に対応した評価項目の検討（重機保有の評価等）

3. コンプライアンスの確立に向けて

【法令遵守の意識】

- ・建設業団体や事業者の取り組み状況の検証、コンプライアンス研修への参加率の向上
- ・建設業団体による優良事例紹介やきめ細かな広報による周知徹底

【違反行為のできない仕組み】

- ・入札制度の見直し（工事費内訳書提出義務の範囲の拡大）
- ・建設業団体における公益通報窓口、コンプライアンス相談窓口の活用促進

【厳しいペナルティ】

- ・平成25年度に強化されたペナルティ（指名停止等）の継続的な実践と見直し

高知県の土木史

第4章 幕藩体制下の土木事業（近世）①

第1節 土佐藩の始まり

藩祖山内一豊の入国

1600（慶長5）年9月15日、関ヶ原の役を制した徳川家康は、早くも同月27日には大阪城に入り戦後処理を開始した。家康は、西軍側の大名90家を取りつぶし、4家の所領を削り、合わせて660万石を没収し、味方した大名への加増や徳川一門、譜代家臣の大名への取り立て、直轄領の拡大などに当てた。土佐は、前章で述べた通り、西軍に味方した長宗我部盛親から取り上げられ、山内一豊に与えられた。遠州掛川6万石から一躍、4倍の石高の土佐国主への栄進である。

家康は、また、親藩や譜代大名を江戸周辺、全国の要地に置き、外様大名は遠隔地に移し、支配体制を固めた。1603年には征夷大將軍に任じられ、江戸幕府を開き、名実ともに武家の最高権力者となった。しかし大坂城には豊臣家の嫡流秀頼がいた。摂津、河内、和泉3カ国65万7000石の一大名に過ぎなくなっていたとはいえ、父太閤秀吉から受け継いだ莫大な金銀を擁し、反徳川勢力の求心点として厄介な存在となっていた。家康は2年後、將軍職を長男秀忠に譲ったが、大御所として徳川政権の基礎固めに采配を振るい、秀頼が寄進した方広寺の鐘銘に言いがかりをつけ挑発、1614、翌15

（元和元）年に大坂冬の陣、夏の陣を起こして豊臣家を滅ぼした。

陣後間もない閏6月には、「二国一城令」を発し、諸大名に居城以外の城すべてを破却させ、翌7月には「武家諸法度」を制定するなど幕藩体制を確立した。

長宗我部家取りつぶしに、同家の遺臣・一領具足たちは、「土佐半国、それが許されないなら、せめて二群か一群は、長宗我部家に残してほしい」と訴え、徳川方の接收に抵抗し、1600（慶長5）年12月上旬、浦戸城に籠城した。「浦戸一揆」である。その結末は悲惨だった。策略に乗せられ城外に出た一領具足たちが、「謀られた」と気付いた時は既に遅く、273人が各所で討ち取られてしまった。

大高坂山に高知城

一揆の平定されるのを大坂で待っていた一豊は、明けて1601年正月、浦戸城に入った。長宗我部氏最後の居城となった浦戸城は、海辺に突出した台地の上にあり、三方を海に囲まれた堅城であった。しかし土地が狭く、将来、城下町の発展する余地はなかった。そこで、新国主としての権威を示すとともに人心一新を図るためからも、大高坂山に新城を築造することになった。

大高坂山は、前述の通り、南北朝のころ、南朝方の松王丸の居城があった地であり、長宗我

部元親も1588（天正16）年岡豊からここに
移り、数年間、居城にしていた。高知平野のほ
ぼ中央に位置し、背後に豊かな生産地帯をひか
え、東南、さほど遠くなく浦戸湾があつて海運
の便も良い。さらに周辺をとりまく丘陵は自然
に防衛の役割を果たしている。ただ周囲は、鏡
川と江の口川に挟まれた低湿地で、長宗我部元
親が同地を捨て再び浦戸へ移つたのも、再三、
水害に悩まされ城下町の経営が困難であつたた
めであつた。しかし、治水工事さえできれば、
領国の首都としては最も適当な地であつた。

一豊は、1601（慶長6）年8月、築城総
奉行を百々越前守安行に命じ、築城工事一切を
任せ、その子供の出雲に補佐させた。越前は近
江国犬上群百々村の人で、はじめ織田信長に仕
えたが、浪人し京都に住んでいたところを、そ
の築城技術を見込まれ7000石で召し抱えら
れたものである。

越前の下には、普請奉行に木部茂兵衛、山田
久兵衛、山川比五左衛門、作事奉行に麻田忠左
衛門、太田喜平次、由比又之丞、竹島伝次を配
した。また、大工頭には加藤六兵衛、鍛冶奉行
に森下左馬丞、鍛冶頭に木原作左衛門を当て、
石垣の築造は北川豊後に担当させた。豊後は近
江の穴納の人で、石工にすぐれ、穴納役の職名
を与えられた。

9月に鋤初めの式をあげ家中一丸となつて工
事を急いだ結果、1603年、本丸、二の丸が
完成し、8月に入城式が行われた。新城の地名
は、大高坂山の名を改めて河中山と命名された。

なお、三の丸工事は地盤が悪く土地も狭かつた
ので難工事となり、一豊は、総仕上げを見るこ
となく1605年9月、61歳で死去した。

跡目は、弟康豊の子忠義が継ぎ、三の丸の工
事を急がせ、大高坂山と小高坂山との間にあつ
た中高坂山を崩して、これで土盛りをし、16
11年完工した。その前年、忠義は、河中山を
竹林寺の空鏡上人の撰により高智山（のち高知
と改める）と再び改名した。度々、水害に悩ま
されたので河中の字を嫌つたのである。

一豊が築いた城は、1727（享保12）年2
月の大火で、大手門のほか二、三の建物を残し
て、主要建築物はすべて焼失してしまつた。伝
えられるところでは、掛川城に則つて築かれ、
天守閣は4層6階で、掛川城と同様に回縁・高
欄をめぐらしていた。内郭は東西4町25間、南
北4町30間で、8棟の城楼があつたという。そ
のうちの1棟は三重で、浦戸城の天守閣を移し
たものといわれている。

なお、現在の城は、後述する通り、1729
年から1753（宝暦3）年に至るまでの間に、
順次再建されたものである。

城下町の整備

築城とともに城下町の建設も行われた。城下
町は、戦国大名の領国支配が進むに伴い形成さ
れ始め、特に豊臣政権のころから徳川政権の確
立期にかけて急速に発展した。諸大名の配置替

えが大規模に行われ、また1615（元和元）
年に一国一城令が出されたこともあつて、全国
各地に領国経営の拠点として新しい城下町が数
多く造られた。

これらの城下町は、軍事的条件よりも交通・
経済条件を重視し、城郭を中心として、周囲に
上級家臣の、その外側に中、下級家臣の屋敷地
を配置、さらにその外側に商人、職人町、およ
び城下町の防衛をも兼ねて足軽の屋敷や寺社地
を設けるといふ、同心円的に形成されたものが
多い。

高知城下町も同じで、城を中心として、南は
鏡川、北は江ノ口川を境に、東は廿代筋から堀
詰・松洲に至る線、西は江ノ口川から川岸端を
経て金子橋に至る線で囲んだ区域を郭中とし、
上土を住まわせた。その西側に上町、東側に下
町を造営、上町は下士、奉公人、足軽たちの町
とし、下町は商人たちや職人の町とした。町は
時代が下がるにつれ興廃を重ねたが、この町割
は藩政時代を通じて、ほとんど変更がなかった。

これらの町は、住民の職業により紺屋町、材
木町、細工町、出身地により山田町、新市町、
朝倉町、種崎町、浦戸町などと名付けられた。
国外から来た人々の住んだ町も、出身地により
掛川町、堺町、越前町、京町などと呼ばれた。
2代目藩主忠義治下の1661（寛文元）年には、
町数は28を数え、戸数2185軒、人口1
万7054人に発達した。

手伝普請で苦しむ

一豊、忠義によって領国支配体制が着々進められている間、家康は、1606（慶長11）年、諸大名に手伝普請を命じ、江戸城の大増築工事を行った。家康は豊臣家を滅ぼした翌1616年に死去したが、江戸城増築は引き継がれ、1632（寛永6）年、1636年の2回の工事で完成した。また、攻め落とした大坂城の再建工事も1620（元和6）年から1628（寛永5）年にかけて行った。いずれも手伝普請で行われ土佐藩も当然、課役された。

土佐藩は、そのほかにも名古屋城（1604・慶長9年完工）、駿府城（1608年完工）などの手伝普請も課せられた。

高知城築造に続くそれらの手伝普請、大坂冬、夏の陣出兵などの出費、藩主忠義の浪費が、藩主交代に伴う経済的混乱から脱出しようとしていた藩財政を圧迫した。上方の豪商から借金を重ね、やりくりしてきたが、借金額は2000〜3000貫に達した。蔵入米を丸々返済に当てても数年はかかるという額である。藩主忠義も、さすがに財政立て直しの必要を痛感、1621（元和7）年、仕置き役福岡丹波に藩政改革を命じた。丹波は山内玄岐、野中玄蕃らとともに借金の延べ払い、利子切り捨て、藩士からの上米、借り上げなどを行い、“村上改め”といわれた厳しい検地により増収を図った。さらに白髪山、魚梁瀬などの檜や杉の美材を切り出し上方で売り、借金返済に当て、幕府に課役の

代わりに納めた。そのため、領民に料木料を課し、年間2カ月間、藩の定めた伐採作業に出ることを義務づけた。

第2節 藩勢振興に総合開発

野中兼山の登場

改革は成功、1635（寛永12）年には、借金生活から抜け出すことができたが、藩経済の振興には、安定的な財源確保が必要であった。その大役を果たしたのが、“名宰相”であり

“悲劇の宰相”として有名な野中兼山であった。兼山については、松野尾章行が、明治時代に手に入る限りの史料を求め「皆山集」に収めたのはじめ、本県関係の通史、時代史、産業史などで兼山について書き漏らしているものは皆無である。

さらに兼山は、殖産振興のため、社会資本整備を積極的に進めた江戸時代における土木事業の第一人者として、土木学会刊「明治以前日本土木史」、日本学士院刊「日本土木史 明治以前」など土木関係歴史書も必ず取り上げている。さらに「土木学会誌」、「農業土木学会誌」その他の学術誌に発表された論考も多く、数多くの伝記、小説などが刊行されている。本書もまた「人物編」で「藩政立て直しに大土木事業」と題して取り上げている。従って新しく書き加える

ものではなく屋上屋を架する感があるが、土佐が生んだ土木界の大先達・野中兼山について筆を省くわけにはいかない。以下その水利開発、港湾整備の遺業を述べていく。

まず、本山郷で水利開発

兼山が最初に手がけたのは、領地本山郷の水利開発であった。1638（寛永15）年に、吉野川に注ぐ檜の川に下津野、下麦山、トドロの3堰を、また木能津川にノボリ立、カタシ山の2堰、行川に井口堰を築いた。さらに森川に新井、井口の2堰、相川の下流にも南泉と高須の2堰を設け、堰き止めた水で田畑を灌漑、新田も開拓したと伝えられている。平尾道雄著「野中兼山とその時代」では、西内青藍著「偉人野中兼山」を参考に南泉、高須の2堰を除いた8堰の諸元を表にまとめており、それによると用水路の総延長は約26・1km、灌漑面積は約135・5haに達している。また同じ1638年、川村又兵衛の願いを聞き届け、箕浦佐左右衛門を総作配役として森村溜井から宮古野まで延長約1・5km、約14・6haを潤す宮古野溝を完成させたといわれる。

山田、八田、鎌田の3堰を築造

本山領内の水利事業を完工した兼山は、翌1639年、物部川の水利開発、新田開発に着手した。物部川兩岸の河岸段丘には原野が広がっていたが、河床との標高差が3〜5mあって水



山田堰公園に復元保存された取水門

が引けず、周辺の郷村が採草地、林地として利用する程度であった。

そこで兼山は、現在の香美郡土佐山田町神母ノ木に山田堰、下流に野市上堰、同下堰を築造、山田堰からは右岸に上井、中井、舟入川、左岸に父養寺井、野市上堰からは野市上井川、同下堰からは同下井川の各用水路を張りめぐらし、堰き止めた水を送り込んで、両原野を潤し穀倉地帯に変えることとした。山田堰一つとっても長さ324m、幅10・6m、高さ1・5mもあり、使用した松材14万本、大石6672³m³に上った。当時の土木技術にとっては大工事であって、完成したのは1664（寛文4）年、25年後のことであった。物部川流域に設けた溝渠数は7、延長約13・9kmといわれる。

浦戸湾への舟運も開く

山田堰などの工事を進める一方、兼山は、1648（慶安元）年、仁淀川の水利開発事業も始めた。仁淀川下流も河床が低く、両岸一帯の広野は取水できず荒れるままになっていた。兼山は、物部川と同様に堰によって灌漑を行うことにし、1652（承応元）年、八田堰によって左岸吾南平野、1654年に鎌田堰によって右岸高岡平野を灌漑する井筋（用水路）網を作り上げた。

吾川郡八田から対岸の高岡郡大内に向け築いた八田堰は、延長410m、幅19m、高さ3mもあり、山田堰を上回った。堰き止めた用水は、八田閘（高さ3m、幅2・7m、長さ20m）から弘岡井筋に取り入れる。閘は大石を積み重ねクスの大木を樫体とし、さらに大石を重ねて造った。

弘岡井筋は南東に流れて、八田の南端に張り出した岩山を長さ36m、幅2・7mにわたり開削した「八田（行当）の切抜」、弘岡上ノ村を経て森山村新川へ。途中、諸木井筋、川窪井筋を分派、新川で、旧仁淀川の分流・新川川に落ちる。新川川は弘岡中、同下、秋山、諸木の諸村を経て長浜村へと流れ浦戸湾に達する。新川川についても浚渫を行い、東諸木と長浜の境にある唐音の山を長さ29m、幅11mに切り抜いた。これにより八田～長浜間は、幅1・8m、深さは1・8～3・6mの水路で結ばれ、浦戸湾を渡り舟入川を遡り物部川へと、太平洋の荒波を

避け、舟運が可能となった。道路交通の発達していなかった時代にあつて、地域にもたらした恩恵には大きいものがあつた。

弘岡井筋からは、ほかに南川井筋（2・7km）、北川井筋（2・6km）などが分かれ、さらに細流となる。松野尾儀行著「南海之偉業」は「細条分水甚だ多し」と表現している。八田堰を起点とする、八田川または吾南用水と総称される、これら井筋の総延長は25km余、灌漑総面積は854haとなる。

鎌田堰は、八田堰の上流約2km、高岡郡川内村鎌田の御茶屋床より北東、対岸の吾川郡伊野に向け築き、長さ540m、幅18m、高さ12・6mと、兼山が築いた堰のうちで最も大きい。中央部には、長さ7m、幅5mの凹字形をした筏越を、松、クスの巨材を用い設けた。

堰き止めた用水は鎌田閘（長さ16m、幅2・7m、高さ3・6m）から鎌田井筋へ。同井筋は、深さ2・7m～3m、幅2・7m。大内、高岡、中島を経て新居に至り、再び仁淀川に入る。延長は約12kmである。

この鎌田井筋から西へ蓮池井筋（延長5・2km）、東南へ中島井筋（延長3・3km）が分派する。蓮池井筋は蓮池一帯を、中島井筋は中島一帯の灌漑を行うもので、本、支井筋の総延長は22・3km、灌漑区域は681haであった。

（次号に続く）

「高知縣土木史」
（1998年 社団法人 高知県建設業協会発行）より引用

土木人物伝 ⑪

国沢能長（くにさわ よしなが）

1848～1908



初の“国産トンネル”を掘る

1848（嘉永元）年7月長岡郡大篠村（現南国市）に生まれる。幼名を啓太郎、1871（明治4）年10月工部省鉄道寮の技術見習いとなり、外人について大阪・神戸間の線路建設に従事した後、1877年創設の工技生養成所第1期生として入所、研修した。その間、神戸～大阪間の鉄道が1874年5月、大阪～京都（大宮仮駅）間が1876年9月開業している。次いで、京都～大津間線路建設が1878年8月着工されたが、このルートは、現在の奈良線のルートに沿って京都駅より南下して、深草に至り、ここで左折、東山三十六峰の南端を横断して山科に入り、京都・滋賀県境の逢坂山に向かうものであった。これは現在の東海道本線のルート＝京都～（東山トンネル）～山科～（逢坂山トンネル）～大津＝と異なっている。当時の土木技術の水準から、東山にトンネルを掘ることを回避したものであった。しかし、逢坂山トンネルは、地形上、掘らないわけにはいかなかった。

この京都～大津の新線建設に当たって、当時の鉄道局長井上勝は、外人によらず、工技生養成所卒業生の活躍を期待した。1区…京都～深草間は、7等技手・武者満歌、2区…深草～山科間は7等技手・千島九一と9等技手長谷川謹介、3区…山科～逢坂山間は8等技手国沢能長と9等技手島田延武、4区…逢坂山～大津間は8等技手佐武正章が担当した。これら6名の上に養成所長飯田俊徳（オランダのDelft工科大学に学んだ）が座って、工事全体を監督した。

大阪～神戸間には石屋川（天井川）下をくぐる石屋川トンネル（長さ61メートル、幅4・6m、高さ訳4・6m）のほか、住吉川、芦屋川と計3つの河底トンネルが掘られた。日本人が掘削した鉄道・山岳トンネルの第1号は逢坂山トンネルであった。

国沢は工技生の中で、トンネル工事に定評があり、井上勝が特に任命した。大津側より1878（明治11）年10月、京都側より同年12月、掘

削を開始、664・8mが翌1879年9月（起工以来11カ月目）に貫通、1880年6月トンネル工事すべてが竣工、ここに、日本人だけで手がけた京都―大津間の鉄道が完成した。当時は銀山の坑夫を募集し、カンテラとたがねで掘らしたものである。前の晩に英語の参考書を読んで工事方法を知り、翌日はトンネルを掘るという苦心の連続であったという。18・2kmの工事費は69万5300円で、従来の外人指揮による予算額に比較して10%節減し、工期も予定より短縮するという成果を挙げた。

井上勝は、工技生養成所卒業生の活躍を大いに期待しながらも、初の試みだけに、いささか心許ない思いをしていたが、国沢ら少壮技術者らの献身的努力の賜によって、その心配は見事吹き飛ばされた。

逢坂山トンネル開通に当たっては「楽成頼功」の4字を刻んだ石額が掲げられた。快挙を祝って太政大臣三条実美が筆を振るったものであり、現在でもそれを見ることができ。この記念すべきトンネルは1960（昭和35）年10月鉄道記念物に指定され保存されている。

国沢は、この工事後、二等技手に任じられ神戸本局詰めとなったが、間もなく局長に随行して東京に転じ、日本鉄道会社の設立に際

し、高崎―前橋間および品川線（赤羽―池袋―新宿―品川）の測量、ついで王子―熊谷間の工事を監督し1等技手に進んだ。1885年直江津線の建設に当たり、また、東海道線の敷設に従い、静岡―金谷間の建築主任となつてトンネル工事を担当した。開通の後、1890年4月求職、日本鉄道会社の技術主管となり、1892年8月小山建築課長、翌1893年4月総武鉄道の建設に際してその技師長として、線路選定および工事設計を統括した。12月日本鉄道に復帰して保線課長に就任、1897（明治30）年海外に出張して保線および建設作業を視察して帰朝した。

1899年退職、翌年北海道庁鉄道技師に任じられ鉄道部長として鋭意北方の開発に努めた。1905年鉄道部の廃止とともに退き、1908年8月札幌の自宅で死去した。61歳。

帝国鉄道協会創立の初めから評議員として貢献。国沢の生涯は日本の鉄道の発展とともにあり、西から東にさらに北へと、国中にその足跡が残されている。技術的には、お雇い外人から知識技術を吸収し、いち早く独力で建設を可能とし、実績を挙げたことは特筆に価する。鉄道創業期におけるトンネルの第一人者が、その後保線の仕事に回り、保守管理についても意を注いだことは忘れてはならない。

〔注〕工技生養成所 鉄道における最初の職員教育機関で、明治初年早くも技術独立を目指したものと重要である。1870年来朝した建築師長モレル（英人）は、着任早々、伊藤博文大蔵小輔に、鉄道職員養成の急務なることを建言したが、維新に至るまで、お雇外国人の指導によらなければならなかった。しかしだんだん鉄道も整備されるにつれ、鉄道独立の必要を痛感し、大阪―神戸間開業の後、1877年5月技術官養成の目的で、大阪停車場構内に工技生養成所を設置した。教官には少書記官飯田俊徳、建築師長セルピントン（英）、建築師ホルサム（英）が当たり、中学卒程度の試験を行って入所者を選定した。教授科目は、数学、測量、製図、力学、土木工学一般、機関工学大要、鉄道運輸大要の7科目であった。工技生養成所開校の日、井上鉄道局長は要旨次のような訓辞を行った。

「当局に技手を置く趣意は、各員が本来の技術を修得し、その職務につくことはもちろんであるが、各員をしてわが国の技術独立の先駆となさんことが目的である。このような目的達成の道は各員の努力如何にかかわるものである。このため京神建築師長に図り諸子を選んだものであって、諸子に期待するものは學術技芸に長じ、国家有用の材となることである。各員よくこの趣旨を解し、一層努力奮励されたい」。

工技生養成所出身の技術者は、その後長く国有鉄道技術の根幹となったが、1882年工部大学校の第1回卒業生が出ることとなって、技術基幹要員をこの人たちに移して養成所は廃された。この間の卒業者は国沢をはじめ24名である。

「高知縣土木史」

（1998年 社団法人 高知県建設業協会発行）

より引用

「コンクリート構造物の補修技術の現状」

前号からの連載の続きです

高知県建設業協会
技術アドバイザー 宮田 隆弘

1.6 混和材料

混和材料 (Admixture) は、作業のしやすさ (Workability) の改善や強度・耐久性の向上、凝結速度の調整などを目的としてコンクリートに

混和される薬剤の総称である。

混和剤 (Chemical admixture) は、添加する量が少量で、それ自体の容積をコンクリートの練り上がり容積として算入する (含める) 必要のない微量の薬剤をいう。

混和材は、セメントを節減して、その分をシリカ質粉末等で代替したものであ

粒子と水分、また骨材とセ

メントとの分離を抑制する

ことを目的とする (JSCE-D104)。

防錆剤は、鉄筋コンクリ

ートの錆を抑制する。海砂を

骨材として利用する場合に

添加されるが、水洗いによ

り砂に含まれている塩分を

除去するようになり需要が

減少している (JIS A 6205)。

上記以外の混和剤につい

ては、その品質を確かめ、

使用方法を十分検討しなけ

ればならない。

用方法を検討しておかなければならない。

超微粉末は、主として、

シリカ質粉末や高炉スラグ、フライアッシュなどが添加

され、コンクリートの強度

促進とともに製鉄所や石炭

火力発電所の産業廃棄物の

リサイクルの役割を果たし

ている。

2. コンクリート構造物の劣化と耐久性

2.1 耐久性 (Durability)

耐久性は、想定される作用のもとで構造物中の材料の劣化により生ずる性能の

経時的な低下に対して、構

造物が有する抵抗性である

といわれている。

構造物の劣化とは、コン

クリートや鉄筋などの補強

材料が供用中 (使っている

間) に品質・性能が低下す

ることである。

2.2 コンクリートの中

性化

コンクリートの中性化は、

セメントの水和生成物であ

る水酸化カルシウムが、何

らかの作用によって変質し

て強アルカリ性 (pH 12・

5前後) を失う現象である

といわれている。

(1) 炭酸ガス (CO₂) に

よる場合

(2) その他のガス (SO₂ 亜

硫酸ガスなど) による

場合

(3) 熱 (火災などにあつ

て高温になるなど) に

よる場合

中性化は、空気中の炭酸

ガスとコンクリート中の水

酸化カルシウムとが反応す

ることにより変質し、その

結果、コンクリートはアル

カリ性を失う。そして、鉄

筋を守る「不動態被膜」も

消えていき、炭酸ガスはコ

コンクリートが中性化されると、アルカリ性のときと違って、そのコンクリートは、鋼材に対する防錆力がなくなるので、鋼材が錆

2.3 塩害

コンクリートの塩害とは、

コンクリート中には、セメントの水和反応に使われなかった空隙水中にはセメント水和物と平衡を保っている Ca^{2+} イオンや OH^- イオン、主としてセメントのアルカリに起因する Na^+ イオンや K^+ イオン、石膏由来の SO_4^{2-} その他微量の Si^{4-} にかかわるイオンなどが存在する細孔溶液といわれるもので充たされている。

前述の中性化、塩害は、

ここでは劣化する材料がコンクリートの場合を扱う。

構造が維持できなくなる機構である。もう1つは、セメント水和物と侵入してきた物質が反応して、膨張性の物質を生成し、コンクリートにひび割れを生じる機構である。

想定される侵入してくる物質は、酸、無機塩類などである。材料の組織機構が変化することにより、強度、耐荷力、水密性などの安全性の低下が考えられる。例えば交通スモッグ、酸性雨な

下水環境におけるコンクリートの劣化

○新しいシンボルマークを募集しています

協会では新しいシンボルマークを募集中です。募集要項等は当協会ホームページに掲載しております。又、ポスターを17ページに掲載しております。皆様のご応募をお待ちしております。

○高知県土木部へ要望

工事発注時の当初設計において、施工が不可能か困難、あるいは安全上問題がある、等により、施工時に受注者側が負担を強いられる事案があり、経営の大きな圧迫要因となっていることから、当協会で1月9日に要望活動を行いました。要望は、県庁土木部長室で当協会山中会長より高知県奥谷土木部長へ行いました。

○建産連と高知県との協議懇談会

建産連と高知県の協議懇談会が2月24日に開催されました。

今年度も尾崎知事をはじめ、奥谷土木部長、田所副部長、平田副部長など土木部幹部の方に出席頂き、業界のコンプライアンス推進やその他要望について協議しました。

当日の内容は次の通りです。

1. コンプライアンス確立に向けた取組みについて
2. 高知県建設業活性化プランについて
3. 要望についての協議懇談
 - (1) 一般社団法人高知県測量設計業協会
 - ①中長期的な展望に立った公共投資計画について
 - (2) 一般社団法人日本造園建設業協会 高知県支部
 - ①災害時における公園緑地等の機能の確認と適正な設備保全について
 - (3) 一般社団法人高知県建設業協会
 - ①魅力ある建設産業の構築と市町村発注工事における歩切の根絶について
 - (4) 一般社団法人高知県建設業協会 下水道部会
 - ①宿毛湾を活用した本県振興策について

協会行事一覧

1月

日	曜日	項 目
6日	月	正副会長会 (1) 行事予定について (2) 新年挨拶まわりについて (3) 建産連 新年懇談会について (4) 第2回建設会館の今後を考える検討委員会の協議結果について (5) 協会シンボルマークの公募について (6) 建設会館株式の売買について (7) 山中巨司氏の黄綬褒章祝賀会について (8) 年度途中退会者(Aランク)の会費払戻しについて (9) 各支部のBCP策定について (10) その他 平成26年高知県建設産業団体連合会 新年懇談会
9日	木	県土木部への要望
15日	水	コンプライアンス委員会 防犯パトロール
27日	月	会館の今後を考える検討委員会
29日	水	建産連「コンプライアンスの遵守と徹底」「高知県のBCP」講習会、勉強会
31日	金	倫理委員会

協会行事一覧

2月

日	曜日	項 目
3日	月	防犯パトロール
4日	火	正副会長会 (1) 行事予定について (2) 2月・3月の開催会議について ①高知県と建産連の協議懇談会について ②自民党建設支部の総会について ③正副会長会について ④理事会について (3) 役員改選関連について (4) 平成26年度会費(案)について (5) 建設会館について ①建設会館の今後を考える検討委員会について ②厚生年金基金の申し入れ(案)について ③顧問税理士について (6) 国土交通大臣表彰・全建表彰・優秀卒業生の表彰について (7) 建通新聞への協賛広告について (8) 山中巨司氏 黄綬褒章祝賀会について (9) 旧建設短大の財産処分について (10) 事務局人事について (11) 報告事項及びその他議題について 支部長会 (1) 来年度協会の活動について ①役員改選について ②会費について (2) 旧建設短大財産処分について (3) 山中巨司氏黄綬褒章受章祝賀会について (4) 県土木部への要望について (5) 県内各自治体への要望について (6) その他 ①全建・全中建について ②国土交通省関係予算の繰越事務手続き並びに適正な執行について ③平成25年度支部訪問結果について ④協会シンボルマークについて ⑤その他
12日	水	建産連 第2回常任理事会 自民党建設支部通常総会
13日	木	南国支部 G P S 訓練
14日	金	土木委員会
17日	月	防犯パトロール
18日	火	嶺北支部 G P S 訓練
24日	月	高知県と建産連との協議懇談会
28日	金	山中巨司氏 黄綬褒章受章祝賀会

協会行事一覧

3月

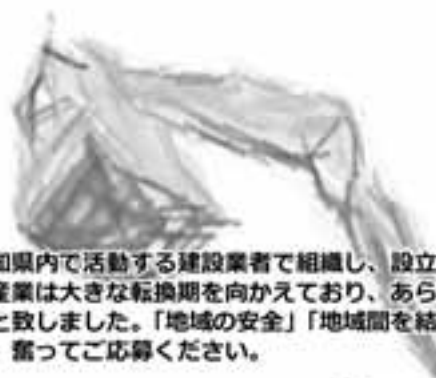
日	曜日	項 目
3日	月	防犯パトロール
11日	火	正副会長会 (1) 行事予定について (2) 新規入会者について (3) 建設会館について ①株式の売買について ②建設会館の今後について (4) 公益通報窓口の次年度の取扱いについて (5) 公益目的支出計画の変更申請について (6) 協会運営(土木部会)の見通しについて (7) 25年度決算見込み及び26年度土木部会運営費(会費)・事業計画について (8) 理事会当日のスケジュールについて (9) 「朝日と夕日が見える四阿」デザインコンテストへの協賛について (10) 防災備蓄品の購入について (11) その他
17日	月	労務委員会 防犯パトロール
20日	木	総務委員会
26日	水	正副会長会(土木部会) (1) 本日の理事会議題について (2) 高市早苗自民党政調会長との意見交換会及び衆議院議員中谷元国政報告会について (3) その他 理事会 (1) 平成26年度予算(案)の承認について (2) 土木部会規程の改正(案)の承認について (3) 平成26年度の理事・監事定数の承認について (4) 新規入会者の承認について (5) 公益目的支出計画の変更申請について (6) 平成25年度決算見込み及び平成26年度予算(案)について (7) 平成26年度の土木部会運営費(会費)について (8) 役員候補選出に関する選挙管理人の選任について (9) 報告事項及びその他議題について ①高知県優良建設工事施工者表彰の見直しについて ②高知県建設業活性化プランについて ③その他
28日	金	土木委員会

一般社団法人 高知県建設業協会

シンボル・マーク

S y m b o l m a r k

募 集



当高知県建設業協会は高知県内で活動する建設業者で組織し、設立以来、より良い建設産業の構築に向けて取組んで参りました。現在、建設産業は大きな転換期を向かえており、あらたな産業構造を模索する契機として、新しいシンボルマークを定めることと致しました。「地域の安全」「地域間を結ぶインフラ整備」等、建設業の特色や、当協会の個性をイメージして頂き、奮ってご応募ください。

応募締め切り

平成26年5月30日（金）必着

最優秀賞（1点）	20万円
優秀賞（2点）	5万円

■応募条件

不問（プロアマ、会員・非会員を問いません）

■応募作品

オリジナルであれば構いません。ただし、未発表作品に限ります。

■応募方法

【郵送の場合】

応募用紙を高知県建設業協会ホームページ（<http://www.kokenkyo.or.jp/index.html>）からダウンロードし、必須事項を記入の上、シンボルマークのデザイン画と一緒に下記の住所までご郵送下さい。

【メールの場合】

氏名、職業、住所、電話番号、年齢、シンボルマークのコンセプトを明記の上、シンボルマークのデザイン画を添付し下記のアドレスまでご応募ください。

■応募規定

（1）デザイン画A4サイズの用紙に自由に作成してください。

タテ・ヨコ、色、書体、使う図案は自由ですが、白黒・カラーでの使用、また拡大・縮小にもご留意ください。コンピュータを使用の場合はそのままのデータをメールで添付するか、A4サイズの用紙に印刷し応募ください。

必要に応じて作品のデータファイル（1.5MBまで）を添付していただいても結構です。ただし、一般のコンピュータで閲覧可能なファイル形式およびメディアは「FD」、「CD-R」をお願いいたします。

（2）デザイン画説明文応募作品をどのようなコンセプトで作成したかを、簡単に説明してください。

◎審査方法・発表 選定なる審査の上、ホームページにて発表いたします。（2015年5月頃予定） ◎著作権等 応募いただいた作品は返却できません。また、採用された作品の著作権等諸権利は（一社）高知県建設業協会に帰属します。採用された作品は一部修正させていただく場合もございます。ご了承ください。 ◎個人情報 ご応募いただいた方々の作品、氏名、住所などの個人情報につきましてはあくまでも応募規定としてお取り扱いするものです。お照かりした個人情報等を目的以外には一切使用しません。 ◎未成年の方への賞金授与には保護者の方の同意が必要となります。

応募・問い合わせ先／一般社団法人高知県建設業協会「シンボルマーク公募係」

〒780-0870

高知県高知市本町4丁目2-15

TEL 098-822-6181（代表） Eメール symbol.mark@kokenkyo.or.jp

平成26年
7月1日
(火)

平成26年

経済センサス－基礎調査 商業統計調査

のお知らせ

日本経済の力になる！

あなたの回答が、

日本経済の「いま」を
知らない、と、
未来は見えてきません。

経済センサス

検索

商業統計調査

検索

<http://e-census-syoutgyo.stat.go.jp/>



経済センサスキャラクター

総務省・経済産業省・高知県・市町村からのお知らせです

お知らせ

Q. 調査の目的は？

A: 日本経済の「いま」を知るための調査です。

そのためには、一つひとつの仕事の現場の姿を知ることが重要です。
経済センサス - 基礎調査は、我が国における事業所及び企業の基本的構造を明らかにするために、
また、商業統計調査は、我が国における商業の実態を明らかにするために実施するものです。
すべての企業、すべての事業所を対象に調査を行うことで、
我が国の経済の「いま」を全国的及び地域別に知ることができます。
※「センサス」とは、全数調査のことです。



Q. どのようなことを調査するの？

A: 経済センサス - 基礎調査では、従業者数、事業の内容、売上金額など、
商業統計調査では、商品販売額、売場面積などの
事業活動の実態を調査します。

回答していただく項目は、
経済活動の状況を把握し、日本全体の経済活動の変化や動向を明らかにするために必要な項目です。
正確な統計をつくるためにも、漏れなく回答をお願いします。



Q. 調査の結果は、どんなことに役立てられるの？

A: 調査の結果は大切な資料として、
あなたの暮らしや身近な地域、
そして日本のこれからのために
役立てられます。

地域の産業振興や
商店街活性化のための施策に。



国内総生産(GDP)の推計や、
地方消費税の交付等に。

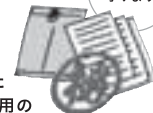


Q. 調査の内容が漏れることはないの？

A: すべての情報は保護されます。
調査票に記入された内容は統計法に
定められている利用目的以外に
使用することはありません。

調査員をはじめとする関係者には、
統計法により調査で知ったことを
他に漏らしてはいけない義務と、
これに反したときの罰則が定められ
ています。また、調査票に記入された
内容は、統計法に定められている利用の
目的以外(税の資料など)には、
絶対に使用しません。

秘密は
守ります。



Q. いつから、どうやって調査するの？

A: 平成26年6月末日までに調査員が
直接伺い、調査票をお届けします。

調査票は7月1日(火)以降に
提出してください。



Q. 必ず答えなければいけないの？

A: 調査への報告は法律で
義務づけられています。

回答をいただけなかったり、回答をいただいても
不正確・不完全な部分があると、
精度の低い統計しか作成できません。
その結果、誤った施策を
決定してしまう可能性があります。
このため、統計法には報告の義務と
これに反したときの罰則が
定められています。

報告の義務が
あります。



連絡先



業務改善助成金をご存じですか？

時給 800 円未満の従業員がいる事業主さま、賃金改善・業務改善のための助成金です。まずは相談を！！

◆支給の要件

- ・時給 800 円未満の従業員を雇用する中小事業主であること
- ・事業場内で最も低い時間給を 40 円以上引き上げる計画をし、計画を実施すること。
- ・労働能率の増進に資する設備・機器の導入や就業規則の改正など業務改善を行い費用を支払うこと。など

◆活用事例

パソコンの増設、フォークリフトの購入、介護報酬等の計算のシステム化、レイアウトの変更（書類整理棚・内装工事等）など機器、設備のハード面はもちろん、社員の研修、就業規則の整備などソフト面まで幅広く活用できます。

◆支給額

- ・上記業務改善の経費の 2 分の 1（下限 5 万円、上限 100 万円）
- ※常時使用する労働者数が企業全体で 30 人以下の事業所は、助成率が 3/4 となります。（上限は 100 万円）

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限りま。

お問い合わせ先：高知県最低賃金総合相談支援センター TEL 088-833-1151
助成金申請先：高知労働局賃金室 TEL 088-885-6024

小規模事業者の助成率がアップしました！



最低賃金ワン・ストップ相談のご案内

高知労働局では、最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主の皆さんのために、経営面と労働面の相談について専門家がワン・ストップで対応する無料の相談窓口を下記のとおり設置しておりますのでご利用ください。

相談対応者は労働関係の専門家の社会保険労務士です。もちろん相談内容の秘密は厳守いたします。安心してご相談ください。

また、相談のみでなく、専門家を無料で各企業へ派遣いたします。



高知県最低賃金総合相談支援センター	
開 所 日	原則 月曜日～金曜日 (第 2・第 4 月曜日及び祝日を除く)
相談時間	午前 9 時から午後 5 時まで
相談場所	高知県社会保険労務士会事務局内 (高知市棧橋通 2 丁目 8 番 20 号モリタビル 2F)
電話番号	0 8 8 - 8 3 3 - 1 1 5 1

※毎月第 2・4 火曜日は四万十市でも出張相談を実施しています。

国土交通省土地・建設産業局建設業課・建設市場整備課からのお知らせ

建設企業向け金融支援事業の延長等について

急激な建設投資の減少やそれに伴う受注競争の激化等により、経営状況が悪化していた建設企業の資金繰りの円滑化及び連鎖倒産の防止等を図るため、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度第2次補正予算において、それぞれ、地域建設業経営強化融資制度及び下請債権保全支援事業を創設し、今日まで広く利用されてきたところです。

また、上記のような厳しい経営環境にあったことから、建設機械を保有する建設企業が減少し、我が国の災害対応能力の低下が懸念されることから、平成24年度補正予算において、建設業災害対応金融支援事業を創設しました。

これらの事業は、いずれも平成25年度末までの事業となっていたところですが、今般、これらの事業期間を1年間延長するとともに、建設業災害対応金融支援事業の対象となる建設機械の機種の種類を拡充し、関係者に対し別添※のとおり通知しましたので、お知らせ致します。

これらの制度について、傘下の会員等に周知して頂き、更なる活用をお願い致します。

※ 別添資料は高知県建設業協会ホームページへ掲載しています
アドレス http://www.kokenkyo.or.jp/pdf/20140215_4.pdf

国土交通省土地・建設産業局建設業課長からのお知らせ

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）

建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）及び現場代理人について、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成25年2月5日付け国土建第348号）を定め、その適正な運用をお願いしてきたところですが、今般、下記のとおり改正し、通知します。

これを踏まえ、建設工事の適正な施工の確保に資するよう、当該取扱いについてご理解と適切な実施をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

なお、「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」（平成25年9月19日付け国土建第162号）は、廃止します。

記

1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- (2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

- (3) (1) 及び (2) の適用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成22年7月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第10条第3項）が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成23年11月14日付け国土建第161号）（別紙1）において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第315号）のほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」（平成21年6月30日付け国総建第75号）（別紙2）において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以 上

働く人が 活躍しやすい職場環境を目指して



長時間労働・
過重労働



職場の改善 労使で共に取り組みましょう
～労使で築く、明るい職場～



パワーハラスメント



賃金不払残業

厚生労働省では、過重労働や賃金不払残業などについて、相談、情報発信、監督指導等を行っています



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

現状の課題

1. 長時間労働・過重労働

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定が2年連続で増加するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあります。

2. 賃金不払残業

賃金不払残業は、労働基準法違反に当たりますが、これが未だに後を絶ちません。その原因として、使用者が始業・終業時刻を把握するなどの適正な労働時間管理を行っていないことなどが挙げられるところです。

3. 職場のパワーハラスメント

職場のパワーハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものです。こうした問題を放置すれば、人は仕事への意欲や自信を失い、時には、心身の健康や命すら危険にさらされる場合があります。職場のパワーハラスメントをなくすことは、組織の活力につながります。

過重労働重点監督月間の結果

平成25年9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に監督指導を実施しました。

【重点監督の結果のポイント】

重点監督の実施事業場：	5,111事業場
違反状況：4,189事業場（全体の82.0％）に、何らかの労働基準関係法令違反	
① 違法な時間外労働があったもの	2,241事業場（43.8％）
② 賃金不払残業があったもの	1,221事業場（23.9％）
③ 過重労働による健康障害防止措置が実施されていなかったもの	71事業場（1.4％）

無料電話相談の結果（確報）

平成25年9月1日（日）に若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する無料電話相談を実施しました。

【実施結果（確報）のポイント】

【相談件数】 1,044件

主な相談内容（複数回答）

1. 賃金不払残業 560件（53.6％）

賃金不払残業の相談560件のうち、相談者が申し立てた賃金不払残業の態様は、

① 残業手当一切なし	191件 [34.1％]
② 労働時間の管理が不適切（一部不払）	112件 [20.0％]
③ 残業手当の定額払（一部不払）	104件 [18.6％]

賃金不払残業の相談560件のうち、相談者が残業手当の不払いがあるとして申し立てた時間外労働時間（1か月当たり）は、

① 20時間以上40時間未満	119件 [21.3％]
② 40時間以上60時間未満	113件 [20.2％]
③ 100時間以上	90件 [16.1％]

注：【 】は560件に対する割合

2. 長時間労働・過重労働 416件（39.8％）

長時間労働・過重労働の相談416件のうち、相談者が申し立てた1か月の超時間外労働時間は、

① 月100時間を超える時間外労働に関する内容	176件 [42.3％]
② 月80時間超～100時間の時間外労働に関する内容	95件 [22.8％]
③ 月60時間超～80時間の時間外労働に関する内容	81件 [19.5％]

注：【 】は416件に対する割合

3. パワーハラスメント 163件（15.6％）



課題の解消へ向けて

1. 長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止対策の徹底

(1) 時間外労働・休日労働時間の削減

- ▶ 時間外労働・休日労働の削減に努めましょう。
- ▶ 時間外・休日労働協定の締結に当たっては、その内容が限度基準[※]に適合したものとする必要があります。
- ▶ 月45時間を超える時間外労働が可能な時間外・休日労働協定であっても、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。

※「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

(2) 年次有給休暇の取得促進

- ▶ 事業者は、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用等により、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

(3) 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ▶ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ▶ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対しては、医師による面接指導等を実施するとともに、労働者の健康障害を予防するための対策を立て、実行しましょう。



2. 賃金不払残業の解消

(1) 労働時間を適正に把握しましょう。

(2) 職場風土を改革しましょう。

- ▶ 経営トップ自らによる決意表明や社内巡視等による実態の把握
- ▶ 労使合意による賃金不払残業撲滅の宣言
- ▶ 企業内または労働組合内での教育 など



(3) 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。

- ▶ 社内アンケートの実施等により賃金不払残業の実態を把握した上で、関係者が行うべき事項や手順等を具体的に示したマニュアルを作成する など

(4) 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確にするとともに、チェック体制を整備しましょう。

- ▶ 労働時間を適正に把握するための責任者を明確にするとともに、複数の者を労働時間の管理の責任者とすることにより、ダブルチェックを行う など

3. 職場のパワーハラスメントの予防と解決

(1) 職場のパワーハラスメントを予防するために

- ▶ 「職場のパワーハラスメントはなくすべきである」ということをトップのメッセージとして明確に示しましょう。
- ▶ 就業規則にパワーハラスメントの防止についての規定を設けたり、労使協定を締結するなどルールを決めましょう。
- ▶ 従業員アンケートを実施するなどにより実態を把握しましょう。
- ▶ 管理職や一般職員を対象とした職場のパワーハラスメントに関する研修・教育を実施しましょう。
- ▶ 職場のパワーハラスメント防止に向けての組織の方針や取組について、周知・啓発を実施しましょう。



(2) 職場のパワーハラスメントを解決するために

- ▶ 相談・苦情処理窓口を設置したり、職場の対応責任者を定めるなど、職場のパワーハラスメントについての相談や解決の場を設置しましょう。
- ▶ 行為者に対する再発防止研修を行うなど、再発防止のための取組を行いましょう。

事業主の方からのご相談はこちら

36 協定の締結・届出や割増賃金の支払いなど、労働基準法等に関するご相談は・・・

お近くの労働基準監督署または都道府県労働局監督課にご相談ください（開庁時間 平日8:30～17:15）。

全国労働基準監督署の所在案内

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

都道府県労働局所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

労働時間制度や年次有給休暇取得など、労働時間等の設定の改善に関するご相談は・・・

「働き方・休み方改善コンサルタント」が、労働時間、休暇・休日等に関するご相談に対し、電話のほか、個別訪問により、改善に向けたアドバイスを無料で行っています。

お近くの都道府県労働局監督課（東京、愛知、大阪労働局は労働時間課）にお問い合わせください。

労使のトラブルに関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にある総合労働相談コーナーにご相談ください。

総合労働相談コーナーのご案内

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

働く方からのご相談等はこちら

賃金不払残業や長時間・過重労働など、労働基準法等に関するご相談は・・・

事業場を管轄する労働基準監督署または都道府県労働局監督課にご相談ください（開庁時間 平日8:30～17:15）。また、労働基準関係情報メール窓口でも労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

全国労働基準監督署の所在案内

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

都道府県労働局所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

労働基準関係情報メール窓口

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail_madoguchi.html

労働条件、いじめ・嫌がらせ、募集・採用など、労働問題に関するあらゆる分野についてのご相談は・・・

お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にある総合労働相談コーナーにご相談ください。

総合労働相談コーナーのご案内

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

職場のパワーハラスメントに関する情報はこちら

ポータルサイト「あかるい職場応援団」

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>



皆 様 へ

当協会では、建設業のコンプライアンス徹底を図るため「コンプライアンスに関する相談窓口」と「公益通報連絡窓口」を設置しております。

ご利用に当たっては、それぞれの取り扱い要領をご確認いただきますようお願いいたします。

(一般社団法人 高知県建設業協会)

「コンプライアンスに関する相談窓口」

1. 利用者の範囲

会員・非会員を問わない

2. 相談の内容

各種法令・規則・制度等に関するもの

(お問い合わせ先)

〒780-0870

高知市本町4丁目2-15

高知県建設業協会事務所

TEL (088) 822-6181

FAX (088) 823-5662

受付時間：月～金曜日（祝祭日除く）8：30～17：00

「公益通報連絡窓口」

1. 利用者の範囲

- (1) 会員（法人にあってはその役員及び従業員）
- (2) 県民（通報対象となる法令違反が生じ、又は生ずる恐れがあると信じたことに相当の理由がある場合に限る。）

2. 通報の内容

当協会員の独占禁止法等法違反行為及び当協会が策定した「行動憲章」に反する行為。

3. 通報受付の対象外となるもの

- 個人的なトラブルによるもの
- 業務外の私生活上の違反等
- 誹謗・中傷に該当するもの
- 専ら個人の利益を図ることを目的としたもの
- 具体的根拠に乏しいもの

4. 通報者の保護

通報者に対する不利益取り扱い等は禁止されています。また、通報者情報や通報内容・調査結果等の情報は、秘密として取り扱われ、通報処理以外の目的では使用されません。

5. 通報者への連絡

お送りいただいた通報につき調査を開始するか否かを決定した際には、通報を受け付けた窓口よりご連絡いたします。また、通報対象事業の確認や調査の為、公益通報取扱事務所の責任者よりご連絡し、詳細をお伺いする場合があります。

その他

- (1) 通報にあたっては、公益通報取扱要綱をご一読願います。
- (2) 通報者の氏名及び連絡先が不明な場合は、原則として受付できません。
- (3) 通報事実を裏付ける資料、証拠があれば、通報時にご提出・ご連絡ください。

(通報先)

■面談・電話※・ファクシミリ

〒780-0870

高知市本町4丁目2-15

高知県建設会館3階 「公益通報取扱事務所・倫理委員会事務室」

TEL (088) 821-9779

FAX (088) 821-9719

※電話での通報に関しては、録音させていただきますので、ご了承ください。

■書面郵送

〒780-0870

高知市本町4丁目2-15

一般社団法人高知県建設業協会 「倫理委員会事務担当者」あて

3GOOD GROOVE SUMMER heisei26

中心市街地活性化



ゲスト：建築家 安藤忠雄

昭和16年大阪府生まれ。建築家。「住吉の長屋」で日本建築学会賞。昭和以後国内外で古蹟・旧跡の修復、多岐の建築を手がけ建築界の第一人者。ノミクス賞、世界文化賞、文化勲章、文化功労者、勲章など。文化運動の振興、東日本大震災で被災地支援に取り組む。

演題「地方都市の生き残りをかけて」

【日 時】平成26年7月5日（土）開場 12:00 開演 12:30 書籍販売サイン会（安藤忠雄氏）

【搭 座】一部：「政事と予算」 12:30-13:30 衆議院議員 福井照 参議院議員 高野光（旧）

一部：「世界の視点」 14:00-15:30 建築家 安藤忠雄

一部：「外政者の決断」 15:30-16:00 高知県知事 田嶋直樹 高知市長 岡崎誠也（予定）

【場 所】高知市文化プラザかるぽーと 〒780-8529 高知市丸根田 2-1 TEL 088-883-5011

【入場料】前売：一般 2000円 大学生 1500円

当日：一般 2300円 大学生 1800円 高校生以下無料

③ 3GOOD GROOVE SUMMER heisei26 開催にあたり

これまでに幾度にも開催してきた 3GOOD GROOVE ですが、これまでは日本経済観からの脱却、自派史観からの脱却をテーマとし、多くの若い世代が参加を助けてきたところである。今回からは中心市街地活性化をテーマに、政治経済イデオロギイの脱却を脱し、政治の力を借り、これからのまちづくりを考えるきっかけとしたい。ゲストには世界を股にかけて活躍も続けている建築家の安藤忠雄氏、中心市街地活性化に取り組み続けている衆議院議員 福井照氏、若くは視察の機会に質問を行っている参議院議員 高野光（旧）氏、実際の現場責任者である田嶋直樹高知知事や岡崎誠也高知市長にお願いした。この上り我々の街が衰退し続けるのではない、むしろ生き返りを見せる。その方向感動を日本全国に届けていこう。開催させていただきます。

実行委員長 武田卓也

【お問い合わせ】

3GOOD GROOVE 実行委員会 事務局

Tel 0880-35-1180 Fax 0880-35-1180 もしくは、実行委員長 武田卓也まで 090-4780-6356

E-mail info@laundryjapan.com

◎ 3GOOD GROOVE 実行委員会

委員長 武田卓也（高知市議会議員）

副委員長 野村勝巳（株式会社遠藤吉田高知センター代表取締役）

副委員長 西村嘉範（株式会社利他代表取締役）

委員 菅村和直（NPO法人ワークスなかい高知代表）

委員 三谷昌幸（株式会社タノク代表取締役）

委員 高橋晃（自民党高知県連事務局長）

委員 宮崎修（株式会社スペース・シー代表取締役）

委員 安倍翼（Laundry Japan 代表）

委員 谷一哲（アトミック a.c.o）

保険料が**安い** 補償が**厚い**
支払いが**速い**

法定外労災補償制度

建設共済保険

更にリフレッシュして充実した制度になりました



公益財団法人
建設業福祉共済団
〒110-0001 東京都千代田区千代田1-15-15 西武ビル

建設共済保険以外にも、次のような事業を行っています。
育英奨学事業 建設業(国)における特殊労働者(専従3年以上)の子供に対して、奨学金(年間最大10万円)を支給。また、建設業(国)の専従労働者の遺族に対する奨学金も支給。

取次機関 **(一社)高知県建設業協会** 〒780-0870 高知市本町4-2-15 TEL.088-822-4181 FAX.088-813-5662

詳しい情報、保険料請求などは、お問い合わせください。 **Tel. 03-3591-8451** | <http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設業界の皆様へ

建退共への加入のおすすめ

福祉の増進と企業の振興のための国の退職金制度です

- 17万建設事業所が加入、295万人の建設現場の就業者が退職金支給対象となっています。
- これまでに累計で212万件、1兆4,841億円の退職金をお支払いしています。

(平成25年3月末現在)

建設工事の第一線で働く優秀な人材確保にも寄与！

●加入できる事業主
建設業を営む事業主

●対象となる労働者
建設業の現場で働く方

●掛金は
一日 310円
(加入労働者ひとり)

- ◎法律に基づき運営される国が作った制度
◎建退共加入は「経営事項審査」で加点評価
◎国からの財政上の支援
(国の助成により掛金の一部が免除)
◎便利な提携施設の割引サービス

特
長

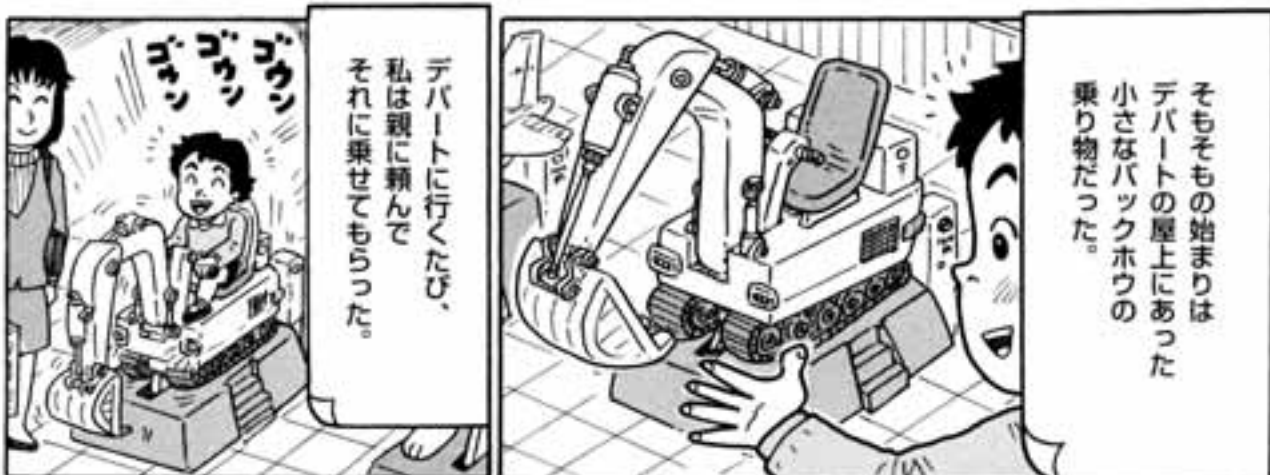
- ◎掛金は全額非課税
(損金または必要経費に算入できます)
◎複数の企業間を就業しても通算して退職金を支給
◎加入の手続きは簡単
(各都道府県の建退共支部で加入)

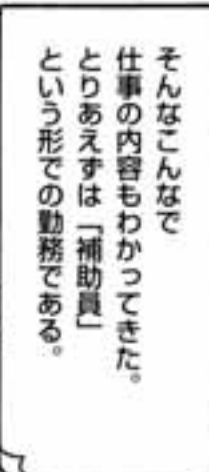
独立行政法人 勤労者退職金共済機構 〒170-8055東京都豊島区東池袋1丁目24番1号(ニッセイ池袋ビル)
建設業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2866(ダイヤルイン) FAX 03-6731-2895

建退共のホームページを
ぜひ、ごらん下さい。

建退共

検索









生活習慣を見直しましょう⑨



日ごとに暖かくなってくる春がやってきました。暖かい時期にはつつい「花より団子」になってしまいがちです。甘いものを食べ、歯の手入れを怠ると虫歯が発生、進行し、その後の生活にまで影響を及ぼします。そこで、今回は「大人の虫歯の特徴と有病状況」にスポットを当て、ご紹介します。

(「高建」編集担当者会事務局)

大人の虫歯の特徴と有病状況

成人の9割以上が虫歯の罹患経験を有しています。40歳以上の年齢においても、常に約4割は虫歯が原因で歯が抜かれています。大人の虫歯はその特徴から、歯の根面の虫歯、歯の詰め物の裏側の虫歯、子供と同様の虫歯に分けられます。成人期には、歯周病対策だけでなく虫歯への対策も重要です。

大人の虫歯の特徴

大人の歯科保健対策といえば歯周病、と受け取られがちですが、大人でも虫歯の発生は頻繁に見られます。大人の虫歯は、特徴で分けると3種類存在します。

第一に、子供と同様に歯の溝や、歯と歯の間、歯茎に接する部分などから発生する虫歯が挙げられます。

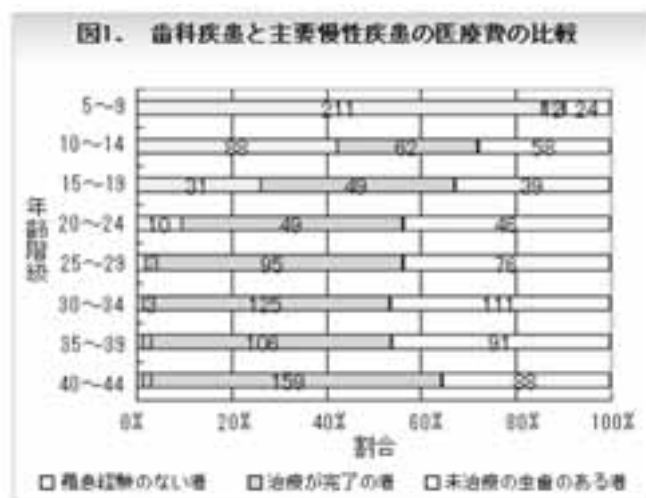
第二に、虫歯の治療に用いた歯の詰め物の裏側の虫歯（二次う蝕）が挙げられます。歯の詰め物と歯との間に隙間があると、細菌が進入してしまい、虫歯を発生させる可能性があるのです。この虫歯は、もともと歯の治療がしてあるため、より歯の奥深くに進行することが多く、神経に達する虫歯の原因となります。治療した歯が駄目になる原因のひとつでもあります。また、歯の神経を抜いた歯の場合、虫歯の痛みが分からず、気がつくのが遅くなる傾向にあります。

第三に、歯周病により歯の根面が露出した部分に発生する虫歯（根面う蝕）が挙げられます。根面は、通常の歯の表面にあるエナメル質とは異なり、より硬度の低い象牙質により覆われています。歯を多く有する高齢者でしばしば発生します。奥歯での発生は見つかりにくいいため、気づくのが遅くなりがちです。全身的な活動能力の低下や薬物の服用により、唾液が減少した高齢者では、根面の虫歯が多発することがあります。

こうした特徴がありますが、原因については子供と同様です。



大人の虫歯の有病状況



(平成17年 歯科疾患実態調査より)

平成17年度の歯科疾患実態調査によると、成人の9割以上が虫歯の罹患経験を有しています(図1)。年齢が高いほど、虫歯をもつ人の割合が高いことが分かります。

また、虫歯は歯の喪失の主要な原因にもなっています。歯がなぜ喪失するのかを調べた最新の調査結果では、虫歯とその後発症が計43.3%と、歯周病(41.8%)をわずかにですが上回っていました。40歳以上の年齢においても、常に約4割は虫歯が原因で歯が抜かれています。海外でも、かつては40歳以上では歯周病が歯の抜ける大部分を占める原因とされていましたが、現在の研究によりそれは否定されています。

残念ながら健康日本21のような歯科保健政策において、大人での虫歯予防はあまり言及されていませんが、実は重要性が高いことがうかがえます。

最近の虫歯の有病状況からみた特徴

近年、子供の虫歯が減っています。子供の時に虫歯にあまり罹患しなかった大人では、虫歯に罹患していない歯を多く有するため、生涯を通じて虫歯を発症する可能性を有します。また、高齢者は歯周病により歯の根面が口の中に露出していることが多く、根面の虫歯の危険が高くなります。さらに、脳卒中の後遺症で手に麻痺が残った場合など、口腔のセルフケアが行えない人々が、高齢化に伴い増加すると考えられます。このような理由から、近年、大人の虫歯の増加が危惧されています。

虫歯は、フッ化物の利用や、就寝前の糖質を含んだ飲食物の摂取の制限、歯みがきなどによりある程度防ぐことが可能です。また、セルフケアが困難な高齢者に対しての口腔ケアの実施は社会的に広がりつつあります。大人でも歯を喪失する大きな原因であることを考慮し、虫歯の予防に個人および社会が取り組んでいくことが必要でしょう。

統計資料

都道府県別許可建設業者数

(国土交通省建設業課調 平成25年3月末現在)

都道府県	大臣			知事			合計
	一般	特定	純計	一般	特定	純計	
北海道	89	78	134	18,999	2,269	20,023	20,157
青森	42	24	50	5,536	496	5,700	5,750
岩手	36	32	50	4,067	350	4,166	4,216
宮城	116	81	158	7,092	578	7,415	7,573
秋田	41	39	57	3,903	372	4,040	4,097
山形	61	54	82	4,495	388	4,638	4,720
福島	65	46	84	8,391	545	8,598	8,682
茨城	83	53	116	11,763	801	12,081	12,197
栃木	50	50	77	7,191	501	7,402	7,479
群馬	65	60	97	7,325	470	7,506	7,603
埼玉	259	160	350	22,445	851	22,860	23,210
千葉県	152	111	209	17,061	1,068	17,623	17,832
東京都	1,855	1,691	2,781	38,634	3,260	40,909	43,690
神奈川県	355	290	497	25,445	1,462	26,332	26,829
新潟	87	77	115	10,049	982	10,324	10,439
富山	90	63	112	5,068	405	5,206	5,318
石川	86	66	113	5,236	416	5,445	5,558
福井	43	43	67	3,853	458	4,039	4,106
山梨	20	16	27	3,374	316	3,530	3,557
長野	54	55	86	7,568	766	7,907	7,993
岐阜	108	94	153	8,197	677	8,474	8,627
静岡県	101	66	136	14,475	969	14,959	15,095
愛知県	394	246	516	23,876	1,526	24,624	25,140
三重県	64	48	91	7,054	600	7,269	7,360
滋賀県	38	38	61	5,140	503	5,369	5,430
京都府	134	117	192	10,979	952	11,473	11,665
大阪府	1,032	708	1,376	33,651	2,285	34,894	36,270
兵庫県	223	216	339	17,570	1,627	18,395	18,734
奈良県	35	38	60	4,641	517	4,892	4,952
和歌山	47	42	63	4,483	544	4,674	4,737
鳥取県	23	14	31	2,050	254	2,125	2,156
島根県	42	24	50	2,772	397	2,933	2,983
岡山県	84	70	123	6,472	867	6,919	7,042
広島県	182	141	255	11,146	834	11,564	11,819
山口県	68	57	99	5,832	528	6,103	6,202
徳島県	32	25	43	2,971	341	3,170	3,213
香川県	74	48	94	3,686	365	3,855	3,949
愛媛県	46	33	63	5,265	552	5,573	5,636
高知県	10	15	23	2,766	406	2,965	2,988
福岡県	292	207	386	19,407	1,833	20,450	20,836
佐賀県	50	44	74	3,045	235	3,135	3,209
長崎県	45	37	62	4,799	491	4,987	5,049
熊本県	48	48	72	6,098	713	6,449	6,521
大分県	44	32	52	4,307	388	4,449	4,501
宮崎県	33	28	44	4,370	468	4,578	4,622
鹿児島	46	43	64	5,293	710	5,494	5,558
沖縄県	5	4	6	4,336	926	4,594	4,600
計	6,949	5,572	9,790	442,176	37,262	460,110	469,900

平成26年における労働災害発生状況

〔3月末現在〕

品名		単位	数量	単価	金額	備考
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度予算						
2024年度						

1. 凡在本市行政区域内从事生产、经营活动的单位和个人，均应当依照本办法的规定，依法缴纳地方教育附加。

Date		Time		Location		Weather		Remarks	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

[illegible]

2022年12月22日 星期五 中国气象报 第1341号 邮发代号：38-11 零售每份0.15元 广告刊例：1000元/版·月 印刷：北京中宣报社 印刷厂：北京中宣报社 印刷

5586

高知県の公共事業動向

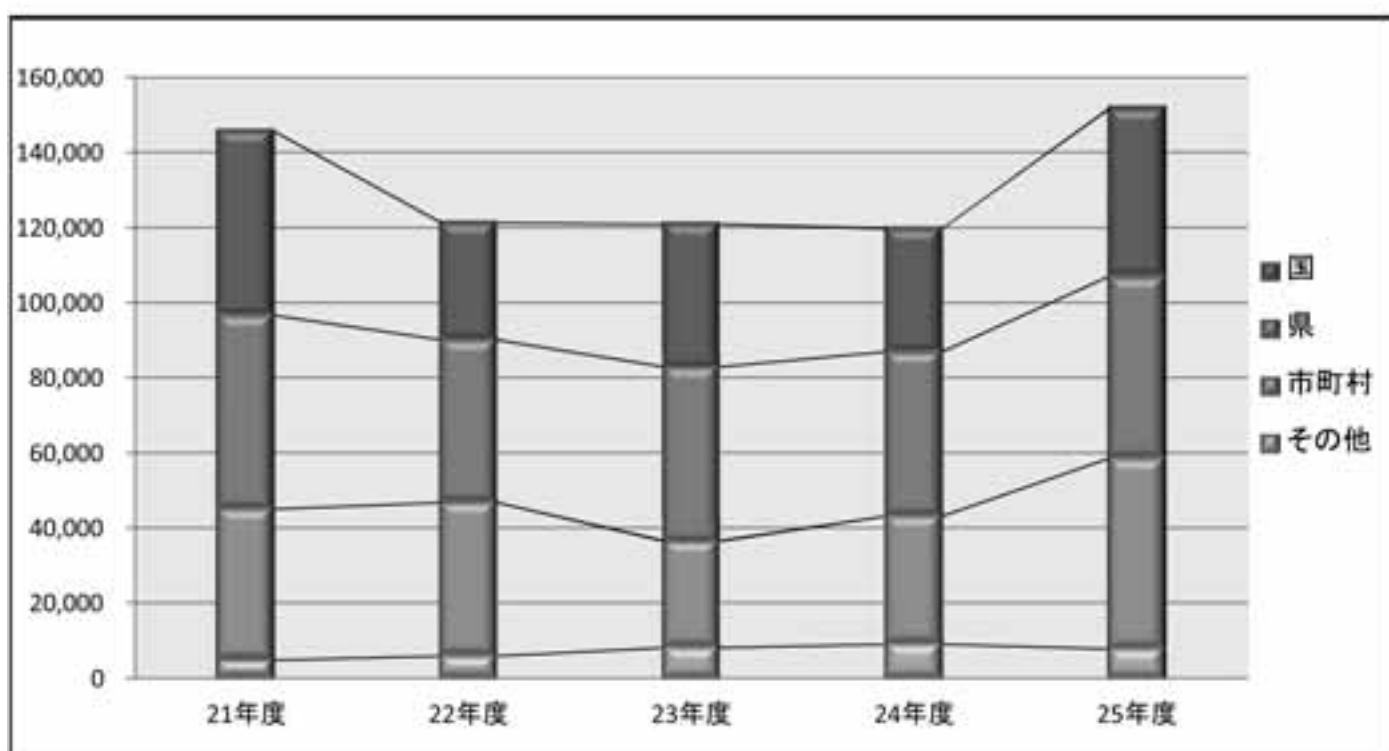
平成25年度の高知県内の公共事業動向を西日本保証株式の保証取り扱いからみると、請負額は1,517億円となり、前年比で26.7%増、金額で300億円超の大幅な増加となった。

発注者別にみると、国で36%増の446億円、県で10.9%増の485億円、市町村で49.1%増の507億円と共に大幅な増加となっている。一方、その他公共団体では14.1%減のとなった。

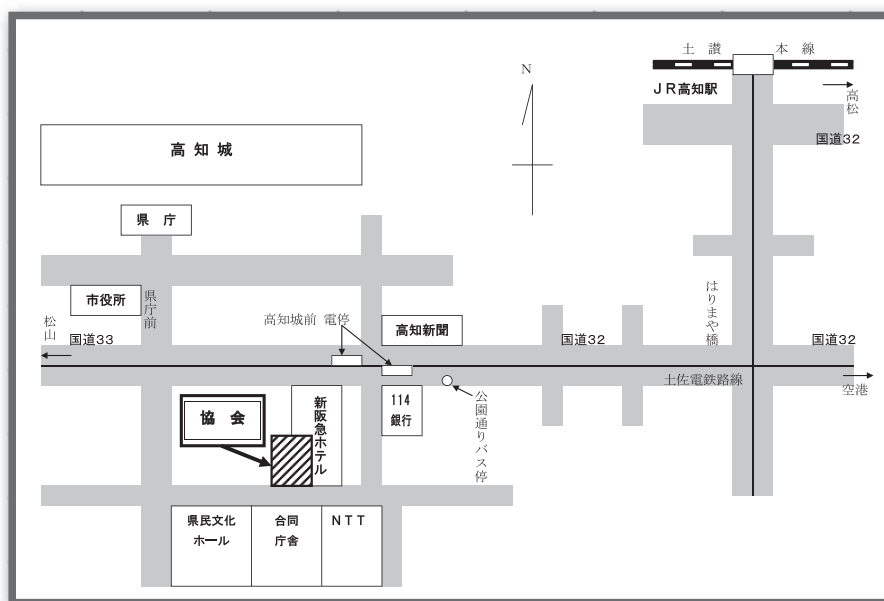
※西日本保証株式会社高知支店よりデータ提供

(単位:百万円)

	国		県		市町村		その他公共的団体 (独立行政法人等)		合計	
	請負金額	前年比	請負金額	前年比	請負金額	前年比	請負金額	前年比	請負金額	前年比
21年度	49,017	35.6%	51,542	45.2%	40,222	27.4%	4,894	-50.6%	145,675	28.8%
22年度	31,163	-36.4%	43,311	-16.0%	40,827	1.5%	6,036	23.3%	121,337	-16.7%
23年度	37,927	21.7%	46,385	7.1%	28,454	-30.3%	8,138	34.8%	120,904	-0.4%
24年度	32,866	-13.3%	43,747	-5.7%	34,040	19.6%	9,156	12.5%	119,809	-0.9%
25年度	44,684	36.0%	48,507	10.9%	50,737	49.1%	7,868	-14.1%	151,796	26.7%



協会案内



〒780-0870 高知県高知市本町4丁目2-15

T E L 088-822-6181

F A X 088-823-5662

一般社団法人高知県建設業協会の概要

当協会が高知県の建設企業で構成する業界団体です。

理事会を中心に、常置委員会と特別委員会を組織して運営しています。

また会員企業は、土木部会・建築部会・下水道部会の何れかに属し、その業種に応じた活動も展開しています。

平成22年4月には県内12地域に支部機能を担う団体を組織し、各支部が地域の実情に応じた取組みを積極的に推進しています。

【協会内組織】

委員会

常置委員会（総務・労務・土木・建築・保健）

特別委員会（倫理委員会、コンプライアンス委員会、高知県若年建設従事者入職促進協議会）

支部長会

青年部連合会

女性部

＜協会が窓口となる機関＞

高知県建設産業団体連合会

高知県建設会館

自由民主党高知県建設支部

勤労者退職金共済機構 建退共高知県支部

建設業福祉共済団（法定外労災補償制度）

建設業振興基金（建設業経理事務士検定試験）

第三者賠償責任保険

「高建」編集担当者会 事務局通信

「高建」の紙面充実のため次のアンケートにご協力下さい。

○「おめでとうニュース」コーナーへの情報提供

このコーナーでは会員企業・関係団体の皆様のおめでとうニュースを掲載しています。

(1)「おめでとうニュース」はありますか？

【 有 ・ 無 】(どちらかを○で囲んで下さい)

(2) 有の場合は次をご記入下さい。

①どういった内容ですか？(該当するものを○で囲んで下さい)

【 結婚 出産 昇進 誕生日 受賞(趣味等でも可) 資格取得 入社 その他() 】

②そのニュースの当事者はどちらの方ですか？

【 自分 ・ 知人 】(どちらかを○で囲んで下さい)

③そのニュースは「高建」への掲載が可能ですか？

【 可能 ・ 不可 ・ 不明 】(いずれかを○で囲んで下さい)

○「支部・会員企業・関係団体イベント情報」の提供

このコーナーでは、支部・会員企業・関係団体が単独もしくは協力して開催しているイベント情報(地域内のお祭りも含む)を掲載します。

(1) イベント情報はございますか？

【 有 ・ 無 】(どちらかを○で囲んで下さい)

(2) 有の場合は次をご記入下さい。

イベント名：

概 要：

○クロスワードパズル回答 (P43参照)

解答 _____ (未記入でもかまいません)

○「高建」へのご意見・ご感想がありましたらご記入ください。

()

お 名 前	
所属(団体・企業)	
電 話 番 号	

ご協力ありがとうございます。下記によりご送信ください

「高建」編集担当者会 事務局 あて

FAX 088-823-5662

＊おめでたいニュース＊

♡ ご結婚おめでとうございます ♡

昨年、「おめでたいニュース」でご紹介（県民スポーツフェスティバル自由形と背泳ぎの2種優勝）した高橋理さんからとびっきりの「おめでたいニュース」が届きました。

高橋さんからのコメントです。

「2013年の新春号『おめでたいニュース』に出させていただいた香美市役所防災対策課の高橋と申します。掲載されてから数か月後に知り合った愛媛県在住の女性と、今年3月に結婚しました。当時、婚活の真っ最中であった私にとって、何よりのおめでたいニュースとなりました。高建に掲載されてから運が向いてきたものと大変感謝しております。現在、4月から着任した防災対策課で交通安全係として一から勉強しているところであり、また5月から新居での生活が始まるということで、公私とも慌ただしい日々が続いております。

今後は、家庭を持つという責任感をひしひしと感じながら、仕事を頑張るとともに、何事も夫婦で協力し合って、楽しい家庭を築けるように努力していきたいと考えています。」



ご結婚おめでとうございます！

高建掲載で運が向いたとは、ありがたいかぎりです。

公私ともに新しい一歩を踏みだした高橋さん。

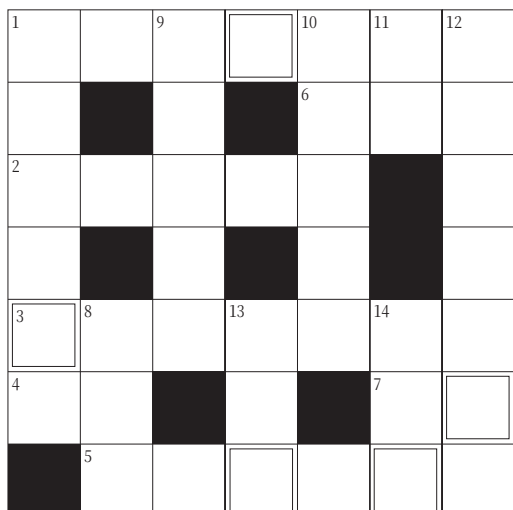
仕事も家庭も二人三脚で協力しあい幸せな家庭を築いてください！

そして、ぜひお子様が生まれた際には、おめでたニュースへの掲載をお待ちしております！

末永い幸せをお祈り申し上げます！

クロスワードパズル

問 二重枠の文字を組み合わせて言葉を完成させてください。



ヒント：花言葉は「自信」「信頼」「優雅」「高貴」「忍耐」「内緒」「悲痛」

(ヨコのヒント)

- ① 小説家。代表作に、『1084』、『ノルウェイの森』がある。
- ② これといって決まった話題のない、とりとめない話。
- ③ 静岡県静岡市葵区出身のプロサッカー選手。Jリーグ発足当時からプレイを続ける唯一の現役選手
- ④ スズキ目サバ科マグロ族に分類される魚の総称。
- ⑤ 信条が科学、論理、理性に基づいて形成されなければならない、権威、伝統や様々なドグマによってはならないと考える思想的な立場。
- ⑥ モルソン・クアーズ・ジャパン株式会社が販売しているアルコール飲料。果実酒がベースのリキュール。
- ⑦ 穀物の脱穀や製粉、餅つきなどに用いる道具。

(タデのヒント)

- ① 幕末から明治時代の武士、政治家、外交官。カミソリ大臣と呼ばれ、伊藤内閣の外

務大臣として不平等条約の改正に辣腕を振るった。

- ⑧ 首の後ろ部分。襟首・首筋とも言う。
- ⑨ 二枚貝の閉殻筋の通称名。
- ⑩ 恥ずべきことをして平気であること。厚顔であること。
- ⑪ ○○大柴。本名、大柴 亨。
- ⑫ NHKのテレビドラマ「少年ドラマシリーズ」の作品のひとつ。完全犯罪を企てる推理作家と素人探偵の駆け引き。原作者は星新一。
- ⑬ 中国後漢末期の将軍。蜀漢の創始者である劉備に仕え、その人並み外れた武勇や義理を重んじる人物は敵の曹操や多くの同時代人から称賛された。
- ⑭ 元素記号は I。小学校、中学校の理科実験において、デンプンを簡易的に検出できる試薬としてヨウ化カリウム水溶液に溶かしたものが多用されている。

正解者に抽選で1000円相当の商品券をプレゼント！！

前号の正解は、新春号「一富士二鷹三茄子」でした。

[新春スペシャル]

商品券当選者
高橋 理さん

おめでとう
ございます

2

室内の安全対策

●キーワード●

「家具の固定 ガラス飛散防止」

参考図書：「地震による家具の転倒を防ぐには」(財)消防科学総合センター
「新築家具の二重内・阪神大震災住宅内部調査調査」全国家具事故調査会
「地震防災ガイドブック」藤岡昌
「家具類の転倒・落下防止対策ハンドブック」東京消防庁

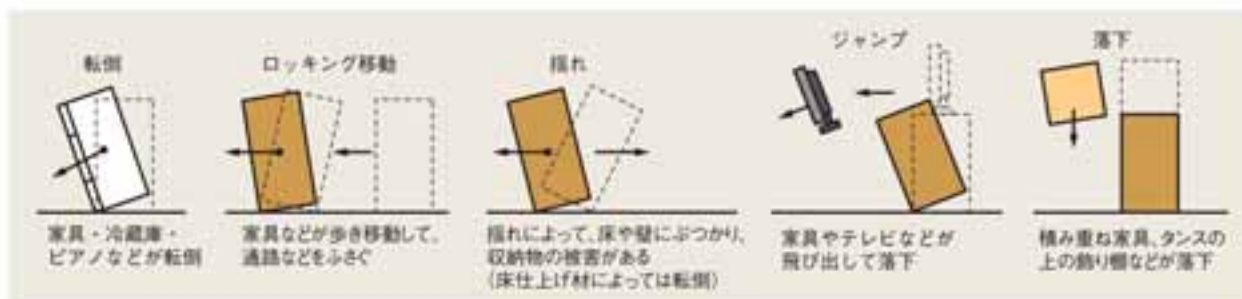
大きな揺れによって、部屋中の家具が倒れ、耐震性の低い家やビルが倒壊することにより、人が亡くなったりケガをしたりします。また、割れたガラスや散乱した食器でケガをすることもあります。

阪神・淡路大震災では、死亡やケガの原因の約8割が家具などの転倒落下や家屋の倒壊によるものでした。家具の固定と家屋の耐震補強をすることで、揺れによる被害をほとんどなくすることができるのです。

1) 家具の転倒防止

●地震の揺れで家具はどうなるか

転倒・ロッキング移動・揺れ・ジャンプ・落下(下の図のとおり)をするほか、床面をすべります。



●阪神・淡路大震災による室内の状況



家で(提供 神戸市広報課)



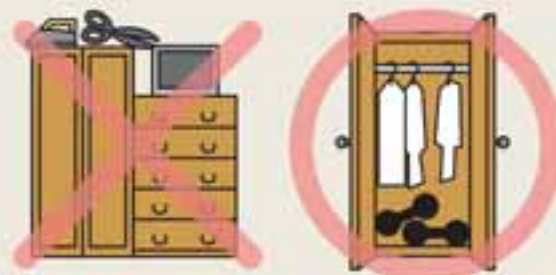
事務所で(提供 兵庫県広報課)

●対策のポイント

(1) 普段使っている場所の周辺には背の高い家具を置かない



(2) 下に重い物を、上に軽い物を収納する
家具の上にはガラス・アイロンのような危険な物や、テレビなどの重い物を置かないように。



(3) 耐震金具を使用する

耐震金具は安い保険です。使用する目的や場所に合わせてお選びください。



龍馬パスポートⅡがいよいよ登場!

龍馬パスポートは、高知県内の主な観光施設などで提示するだけで特典が受けられる、高知観光に断然おトクなアイテムです。参加施設でスタンプを集めるごとにパスポートがステージアップ(進化)し、特典もさらに豪華に!

多くの観光施設等で特典が受けられておトク!
料金割引やプレゼントなど、高知観光をおトクに楽しむなら持っていないと損かも?

全国初のステージアップシステムで、
賞品も豪華に!!

ブロンズパスポート以上では、ステージアップするたびに
もれなく県内宿泊券がもらえる!

3 スタンプを集めて、
あなただけの旅の思い出に!!!

魅力的な大判スタンプを集めて、高知旅の思い出をパスポートに残そう！
龍馬パスポートⅡでは、思わず集めたくなる
期間限定レアスタンプも登場するぞ！



龍馬パスポートの仕組み

ステージ	ステージ1			ステージ2		ステージ3	ステージ4	ステージ5	GOAL
申請書									 殿堂入り
スタンプ数	3個			6個		48個	72個	96個	
宿泊条件	なし			1泊以上		7泊※ (必須かつ上限)	10泊※ (必須かつ上限)	12泊※ (必須かつ上限)	
体験プログラム条件	なし			なし		1体験以上 (必須)	2体験以上 (必須)	4体験以上 (必須)	
賞品	抽選 3,000円 ×200名 ◆3か月に1回の抽選で県内宿泊券プレゼント◆			抽選 5,000円 ×50名		もれなく プレミアム プレゼント さらに もれなく 10,000円分の 県内宿泊券	もれなく プレミアム プレゼント さらに もれなく 20,000円分の 県内宿泊券		

※ステージ3(ブロンズ)以上では、宿泊スタンプのみではステージアップすることができません。条件数以上の宿泊スタンプは無効になりましますのでご注意ください。

龍馬バスポートを手に入れるには…

龍馬パスポート申請書(申請ハガキ)にスタンプを3つ集めて、JR高知駅前・高知観光情報発信館とさてらすへ持参すると、即時交付されます。
もしくは、スタンプを集めた申請ハガキを郵送(受取人払)でも申請いただけます。

◆龍馬パスポート公式ホームページ
 パスポート参加施設や
 特典情報はこちらでご確認ください。
<http://www.attaka.or.jp/ryoma-pass/>
 龍馬パスポート

龍馬バスポート

轉運

青パスポートの交付
ステージアップの受付
高知観光情報発信館
「とさてらす」

高知市北本町2-10-17 こうち旅広場

青パスポートの発行は、「とさてらす」のほか、下記の場所でも即時交付できます。
※ステージアップ申請の取扱いは、「とさてらす」のみで対応。

青パスポートの交付 ● 高知龍馬空港総合案内所
● 安芸観光情報センター
● 幡多観光ビジターセンター



高知の食が、 おいしい理由。

高知県は、大自然の恵みを受けた食材の宝庫。
おいしさにこだわる作り手もたくさん。
にぎやかな土佐の「おきやく文化」も、
旅の楽しみを一つ加えてくれることでしょう。

太陽の恵み

豊富な年間日照時間と冬でも暖かい温暖な気候のおかげで、平野部では施設園芸が盛んです。サンサンと輝く太陽をいっぱい浴びた高知野菜の濃厚なおいしさに、訪れた多くの観光客が驚きます。



山里の恵み

魚や野菜だけではありません。広大な森林や山々から生まれる山里の恵みにも注目です。飼育方法にこだわった土佐あかうし、四万十ボーク、土佐ジロー、土佐はちきん地鶏などなど。生産者の思いが詰まった食材があふれています。

おきやく文化

高知県には、昔から「おきやく」(宴席)文化があり、知らない人同士でもお酒を飲み交わせばすぐ友達になれます。大勢でわいわいと食べるとおいしさも倍増することでしょう。



太平洋の恵み

東西に長い高知県の海岸線の総延長は約700km。土佐のカツオは有名ですが、キンメダイや清水サバ、ウツボ、貝類など、地域毎に様々な土佐湾沖で獲れた新鮮な魚介類が、今日も県内各地の漁港に水揚げされています。



県外からも評価される高知の食

じゃらん宿泊旅行調査の「地元ならではのおいしい食べ物が多かった」部門では上位の常連で、2010年から3年連続第1位を獲得するなど、高知の食は県外の方からも高く評価されています。

全国初!「高知家の食卓」 県民総選挙とは。

地元の「食」を愛する おもてなし好きの高知家の人たち。

県民の93.4%が「高知の食材は、豊富で美味しいと思う」と回答するほど地元の食を愛する高知家の人たち。県外から訪れる方々にオススメしたい飲食店を、それぞれに胸に秘めています。おもてなし好きだが議論好きも多い高知家では、みんなで意見をもちあわせてもなかなか決められない!?そこで、高知家では思い切って、県民を挙げて「総選挙」を実施しました。



全国初の県民総選挙を実施! 投票総数14,314世帯票!!

「高知家の食卓」県民総選挙2014は、高知県内全ての世帯を対象に、「観光客にオススメしたい飲食店」を記名式の投票で決める全国初の取り組みです。県内の7つのエリア毎に、投票数の多かったトップ1%の飲食店を選抜店舗として決定する今回の県民総選挙は、2013年12月25日から翌年1月20日



オススメしたい飲食店は こじゃんとあるき!

今回の県民総選挙では、3,107軒の飲食店に投票がありました。選抜されたお店の他にも、オススメしたいお店がまだまだたくさんあります。高知家の人たちとふれあい、高知の素晴らしい「食」との出会いを楽しみ、さらなる隠れた名店を見つけてみてください。

県民の行きつけ、ほんの一部を教えます。



県民総選挙

JR高知駅前の三士像にも期間中、県民総選挙PRをするたすきが



詳細は、県内で配布中の「高知家イチオシグルメガイド」をご覧ください!

公式ホームページはこちら

県民総選挙

検索



(写真提供：高知県)

五台山展望台（高知市）

桜やツツジの名所、五台山の山頂近くにあり、高知の市街地や浦戸湾を一望できる市内有数の展望スポット。夜間も開放され昼間とは一味違うロマンティックな夜景を楽しむことができます。近くには四国霊場 31 番札所の竹林寺や、高知県立牧野植物園もあります。

(高知県ホームページより)

一般社団法人 **高知県建設業協会**

〒780-0870 高知県高知市本町 4 丁目 2-15

TEL.088-822-6181
FAX.088-823-5662

URL <http://www.kokenkyo.or.jp/>

土 木 部 会	TEL.088-822-6181
室 戸 支 部	TEL.0887-22-0222
安 芸 支 部	TEL.0887-35-2560
南 国 支 部	TEL.088-864-2826
嶺 北 支 部	TEL.0887-76-2341
高 知 支 部	TEL.088-822-0322
伊 野 支 部	TEL.088-892-0581
高 吾 北 支 部	TEL.0889-26-0516

高 陵 支 部	TEL.0889-42-2429
高 幡 支 部	TEL.0880-22-0769
中 村 支 部	TEL.0880-35-2730
宿 毛 支 部	TEL.0880-65-7755
土 佐 清 水 支 部	TEL.08808-2-0208

建 築 部 会	TEL.088-824-6171
下 水 道 部 会	TEL.088-822-6181